

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、Aに本社があるB会社（以下「会社」という。）に採用され、C県D市所在の同社のE事業部（以下「事業場」という。）に配属され、断裁機のオペレーターとして就労していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日頃から新たな部署での勤務となり、また、同年〇月〇日頃からは夜勤を行うようになって、体調を崩したという。

被災者は、同年〇月〇日、Fクリニックに受診し、「不安障害・反応性うつ状態」と診断され、翌〇日から休業するとともに、投薬による治療を続けた。

被災者は、同月〇日に一旦事業場に出勤するものの、1時間ほどで早退し、以後出勤することなく、同月〇日未明、自宅において死亡しているところを請求人によって発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時頃、直接死因：縊頸、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、被災者は、平成〇年〇月、ICD-10診断ガイドラインの「F43 重度ストレス反応〔重度ストレスへの反応〕及び適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものとされている。この点、請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、発病時期を平成〇年〇月中旬と主張しているが、医学的根拠が示されておらず、採用できない。

当審査会としても、被災者の自殺に至るまでの経緯等に鑑みて、専門部会の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定している。当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

### (3) 「特別な出来事」について

被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務

による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外」について

請求人らは、被災者が平成〇年〇月〇日（ただし、産業医の記述では〇月〇日）、E事業部〇本部〇課へ配置転換となった出来事は、過去に経験した業務と全く異なる質の業務に従事することとなったため、配置転換後の業務に対応するのに多大な労力を費やしたと言え、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「強」とすべき旨主張する。

しかしながら、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に説示するように、配置転換後の製袋業務は被災者にとって初めて行う業務ではあったが、アルバイトも従事する業務であってその困難性は高いとは言えないものであり、かつ、配置転換直後は難しい仕事はベテランが行うなどソフトランディングのために配慮がなされていた。また、配置転換後の平成〇年〇月〇日に面談した産業医G医師に対して被災者は、「新しい職場では皆さん協力的で、分からないことはいろいろ親切に教えてください。ただ困ることは、すべてが全く新しい事なので、覚えなくてはならないことが沢山あって閉口しています。」と答えている。

当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、上記のとおり業務の困難性は高いとは言えないものであり、かつ、ソフトランディングのための配慮がなされ、また、配置転換後の人間関係も良好であることから、当審査会としても、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であったものと判断する。

(5) したがって、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らない。

(6) なお、請求人らは、被災者には業務以外の心理的負荷はなかったとの主張を繰り返しているが、被災者は自らが抱えていた経済的な問題を会社に相談していたことから配置転換がなされたものであること、また、自ら望んで収入を上げるために配置転換に至ったものであることを踏まえると、この問題が解決されていたなら交代勤務などを希望することもなかったものと推測されるので、請求人らの主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。